

赤穂市障がい者福祉長期計画の策定について

1. 概要

「赤穂市障がい者福祉長期計画」については、「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」を基本理念とし、本市の障がい福祉施策の指針となる計画である。

年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
	赤穂市障がい者福祉長期計画							
障害者計画 (6カ年)		赤穂市障がい者福祉プラン						
障害者基本法	見直し						見直し	
障害福祉計画 (3カ年)	第4期	第5期赤穂市 障がい福祉計画			第6期赤穂市 障がい福祉計画		第7期	
障害者総合支援法	見直し			見直し			見直し	

障害者計画を根拠とする「赤穂市障がい者福祉プラン」、障害者総合支援法を根拠とする、「赤穂市障がい福祉計画」とともに、平成29年度に次期計画に向けた見直しが必要となる。

2. 策定内容等

- ・『障害児福祉計画』の策定が義務付けられる。
- ・年度内に示される国の基本指針に以下の内容が盛り込まれる見込み

※別紙：厚労省関係課長会議資料 参照

- (1) 地域における生活の維持及び継続の推進
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 就労定着に向けた支援
- (4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- (5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- (6) 発達障がい者支援の一層の充実

3. 今後の予定案

※今後事業者が決定後、具体的な策定日程を調整する。

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ～4月末 | ・計画策定事業者選定 |
| 5月 | ・アンケート調査票等の内容を検討 |
| 第1回協議会 | 6月・アンケート調査の実施について⇒【アンケート、ヒアリング】 |
| 第2回協議会 | 8月・アンケート結果について⇒【素案作成】 |
| 第3回協議会 | 10月・素案について⇒【計画案作成】 |
| 第4回協議会 | 11月・計画案について⇒【パブリックコメント実施、最終計画案作成】 |
| 第5回協議会 | 1月・パブコメ結果について、最終計画案について⇒【議会報告】 |